

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策資金 利子補給金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (4月30日まで)

○交付申請書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着

○交付決定は、交付申請から30日以内に行います。

3. 事業開始

○この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。
○事業を変更・中止・廃止する場合には、県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

○事業の完了とは、すべての助成対象者に対する支払いが完了した日を指します。
○この補助金においては、完了届の提出は、必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了から30日以内)

○実績報告書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

書類提出・問い合わせ先 鳥取県農林水産部経営支援課
鳥取市東町一丁目220 (電話)0857 - 26 - 7260